

# 個人情報保護条例の見直し

(個人情報保護法改正による一元化)

市長室市民情報サービス課

# 個人情報保護法改正による地方公共団体の規律の共通ルール化

## 【共通ルールの概要】

- ▷ 令和3年の個人情報保護法改正の趣旨の1つとして、地方公共団体ごとの個人情報保護制度や運用の不統一や不整合（いわゆる条例の2,000個問題）を解消するため、法律で全国的な共通ルールを定めようとするもの。
  
- ▷ 改正法では対象となる地方公共団体の機関のうち議決機関である「議会」は、国会や裁判所と同様に除外。  
また、地方独立行政法人のうち研究機関・大学・病院は、個人情報取扱事業者を規律する第4章が原則適用され、行政機関を規律する第5章の一部、①個人情報ファイル簿、②開示・訂正・利用停止、③匿名加工情報の各規定が適用される。
  
- ▷ 改正法第5章における個人情報等の取扱いに関する主な規律は、以下のとおり。
  - ☞ 現行の行政機関個人情報保護法の解釈運用を踏襲する規定
  - ① 個人情報の保有の制限等（法第61条）-利用目的の特定-保有の制限-利用目的の変更
  - ② 利用目的の明示（法第62条）
  - ③ 正確性の確保（法第65条）
  - ④ 利用及び提供の制限（法第69条）

☞ 現行の行政機関個人情報保護法の規定になく、行政機関等に新たに課される規定

- ① 不適正な利用の禁止（法第 63 条）
- ② 適正な取得（法第 64 条）
- ③ 漏えい等の報告等（法第 68 条）：委員会への報告義務、本人への通知義務
- ④ 外国にある第三者への提供の制限（法第 71 条）
- ⑤ 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第 72 条）
- ⑥ 仮名加工情報の取扱いに係る義務（法第 73 条）

☞ 現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して、規律の充実が図られたもの

- ① 安全管理措置（法第 66 条）
- ② 従事者の義務（法第 67 条）
- ③ 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第 70 条）

▷ 開示、訂正及び利用停止に関する規律について、現行の行政機関個人情報保護法の規定の解釈運用を基本的に踏襲する。ただし、開示請求権者は、従前の本人又は法定代理人に加えて、任意代理人による開示等請求を認める。

▷ 個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。ただし、地方公共団体は、個人情報保護委員会への事前通知に関する規律の適用はない。

▷ 行政機関等匿名加工情報に関する規律について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲し同様の規律が適用されることになるが、当面の間、都道府県及び指定都市に提案募集を義務付けられる。

- ▷ 法改正により、個人情報保護委員会が個人情報保護法の一元的な解釈権限を有することになる。
- ▷ 個人情報保護委員会では、「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑み、以下の事項を条例に規定を置くことは許容されないとしている。

#### (1) 死者に関する情報の扱い

現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。

#### (2) 地方議会の扱い

地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。

#### (3) 条例要配慮個人情報

法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。

#### (4) オンライン結合制限

改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や

電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。

(5) 審議会への諮問

改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限って、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

# 個人情報保護条例の見直し

## I 検討手順（案）

- ▷ 法による一元化の趣旨を踏まえて、個人情報保護条例の見直しを検討する必要があるが、検討手順としては以下のような進め方が考えられる。
- (1) 改正個人情報保護法と現行の個人情報保護条例の各規定の相違を確認する。
  - (2) 条例の規定のうち、共通ルールとして法律に引き上げられる事項は、条例から削除すべき規定として整理する。(A)
  - (3) 改正法にあって条例にない規定は、条例の検討を不要として整理する。(B)
  - (4) 条例にあって改正法にない規定は、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑みつつ、上乘せ・横出し等の規定として維持すべきものであるのか否かについて、保護法制の効率的運用の観点から検討する。なお、検討にあたっては個人情報保護委員会から条例に規定を置くことは許容されないとしている事項に留意する。(C)
  - (5) 法の規定により条例で定める事項及び定めることを妨げないとされている事項について、検討する。(D)
  - (6) その他、特に検討を要する事項について検討する。
  - (7) 全体を通して論点を整理し、答申の方向性をまとめる。

## Ⅱ 改正法と重複する条例の規定の整理

- ▷ 「改正個人情報保護法と個人情報保護条例の対比表」……資料2
- ▷ 「個人情報保護条例と改正個人情報保護法における重複規定」……資料3

## Ⅲ 条例にあって改正法にない規定

1. 事業者の責務について【条例4条】
2. 市民の責務について【条例5条】
3. 収集の制限について【条例7条2項, 3項】
4. 特定個人情報の利用及び提供の制限について【条例9条の2, 9条の3】
5. 電子計算機処理の制限について【条例11条】
6. 電子計算機結合の制限について【条例12条】
7. 開示請求に係る存否応答拒否の審議会への報告義務について【条例17条の2-2項】
8. 通知書に非開示事由に該当しなくなる時期の明示することについて【条例19条3項】
9. みなし非開示等決定について【条例19条6項, 24条5項, 25条の4-4項】
10. 開示時の本人確認について【条例20条4項】
11. 簡易な開示について【条例21条】
12. 訂正請求時の証明資料の提出について【条例23条2項】

13. 出資法人の講ずべき措置について【条例 30 条】
14. 市職員の人事等に関する個人情報について【条例 35 条 3 項】  
※ 但し、定義及び他制度との調整等、検討を要しないものについては、除外する。

## IV 改正法の規定により条例で定める事項及び定めることを妨げない事項

15. 条例要配慮個人情報について【法 60 条 5 項】
16. 個人情報取扱事務目録の取扱いについて【法 75 条 5 項】
17. 情報公開条例との整合性を保つために開示請求に係る非開示情報を追加することについて【法 78 条 2 項】
18. 個人情報開示請求に係る手数料について【法 89 条 2 項・3 項】
19. 審査請求について審理する附属機関の設置について【法 105 条 3 項】
20. 開示、訂正及び利用停止の手続について【法 108 条】
21. 行政機関等匿名加工情報の加工にあたっての手数料について【法 119 条 3 項・4 項】
22. 審議会の権能について【法 129 条】